

強制規格の対象物一覧表（タイ）

商品				
	TIS番号	製品名称	範囲	適用日
1	TIS53-2548号	「マッチ」	・本工業製品規格は点火用シートが備えられた容器に詰められたマッチ、およびマッチ生産に使用する軸のみが詰められたマッチを対象とする。凸凹のある面を使って点火するマッチは対象としない。	2006年11月14日
2	TIS78-2549号	「洗濯洗剤」	・本工業製品規格は粉末状、粒状、固体液体混合成型パレット状、棒状等の漂白剤を対象とする。液体洗濯洗剤製品は対象としない。	2008年7月14日
3	TIS332-2537号	「乾燥化学粉末携帯式消火器」	・本工業製品規格はA種、B種、C種火災用の乾燥化学粉末携帯式消火器の形式、サイズ、成分、生産、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。ただしD種火災は対象としない。	1995年3月27日
4	TIS685号第1-2540冊	「玩具」第1冊「一般要求事項」	<p>・本工業製品規格は玩具の材料、要求仕様、容器、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験及び分析について定める。</p> <p>・本工業製品規格はすべての玩具及び玩具に使用される部品や装置を対象とする。ただし次は対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○色紙、銀テープ、金テープ等の一般娯楽装飾品、アクセサリ ○サドル高635mm以上の2輪自転車 ○ダーツ、パチンコ(sling shots)、カタパルト(catapults) ○1回に2人以上で使用する屋外遊戯装置及び器具 ○エアガン（長銃身及び短銃身） ○遊戯用ではないが装飾用や収集用の手工業製品 ○遊戯用ではないモデルキット ○一般的な遊戯に使用し、前述の児童用器具の一部となるあるいは模倣品となる玩具を除く運動器具、休息器具、陸上競技器具、楽器、住宅用品 ○一般的な遊戯に使用し、前述の児童用器具の一部となるあるいは模倣品となる玩具を除く模型飛行機、模型ロケット、模型船、模型車 ○成人収集家向け収集品(collectible products) ○船、いかだ等の児童が使用可能な大きさおよび深さのある水中器具 ○ショッピングセンター等の工業施設に設置されるプロユースの玩具 ○500ピース以上もしくは絵のないパズル ○打ち上げ花火、爆竹及び花火 ○加熱装置を備え、成人の管理指導の下で使用することを意図した製品 ○エンジンを使用する車両（vehicles with combustion engines） ○蒸気エンジンを使用する玩具 ○24V以上の電圧で動作するモニターに接続可能なビデオゲーム ○おしゃぶり ○24V以上の電圧で動作する電気オープン、電気アイロン、その他器具 ○児童向けの模造宝石を使用するアクセサリ ○水中での救援用の救命器具及びその他器具 ○水中眼鏡、サングラス、その他眼の保護器具、自転車やスケートボードの遊戯中に着用するヘルメット ○飛行機やロケット等のパチンコ同様にゴムを使用して空中で自由に移動する玩具 ○化学試験キット 	1999年1月5日
	TIS685号第2-2540冊	「玩具」第2冊「容器及びラベル」	・本工業製品規格は工業製品規格TIS685第1冊「玩具」第1冊「一般要求事項」の範囲内にある玩具の容器、ラベル、検査について定める。	1999年1月5日
	TIS685号第3-2540冊	「玩具」第3冊「試験・分析方法」	・本工業製品規格は工業製品規格TIS685第1冊「玩具」第1冊「一般要求事項」の範囲内にある玩具の試験及び分析について定める。	1999年1月5日
5	TIS879-2553号	「ガスライター」	・本工業製品規格は1回のみガスを充填できる種類及び複数回ガスを充填できる種類のガスライターを対象とする。	2013年3月13日
6	TIS882-2532号	「携帯式消火器：泡」	・本工業製品規格は「携帯式消火器：泡」の形式、サイズ、成分、生産、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。	1991年6月17日
7	TIS963-2533号	「哺乳瓶用ゴム乳首」	<p>・本工業製品規格は哺乳瓶用ゴム乳首の要求仕様、梱包、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。</p> <p>・本工業製品規格は予定日前に生まれた乳児用のゴム乳首は対象としない。</p>	1997年6月17日
8	TIS1025-2539号	「ゴムおしゃぶり」	・本工業製品規格はゴムおしゃぶりの種別、形式、種類、要求仕様、梱包、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。	1997年9月19日
9	TIS1136-2536号	「食品包装フィルム」	<p>・本工業製品規格は食品包装フィルムの種類、サイズ、誤差基準、材料、要求仕様、梱包、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。</p> <p>・本工業製品規格はポリ塩化ビニル、ポリエチレン製の食品包装フィルムのみを対象とする。自動機械で使用する食品包装フィルムは対象としない。</p>	1999年11月10日

10	TIS2440-2552号	「ステンレスチール用具：ストック用鍋」	・本工業製品規格は金型成型による要求に基づく形状を確保するためのステンレスチール製鍋のみを対象とする。内部にひび割れ部分がある場合がある。以降、本規格中は「ストック用鍋」と呼ぶ。	2011年8月18日
----	---------------	---------------------	---	------------

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

最終更新日：2017年4月11日

作成者

日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産・イノベーション部貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5543